

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関して 検討を深めるべき論点について

令和5年3月27日

- 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議においては、令和5年2月2日に第1回会議を、同年3月6日に第2回会議を開催。
- これまでの会議においては、公的価格評価検討委員会における検討の経緯、処遇改善の経緯、経営実態調査の分析（既存データを活用した見える化）、現行の情報公開の仕組み（ここdeサーチ）の概要及び医療・介護分野での検討状況等についての事務局からの説明を行うほか、独立行政法人福祉医療機構、日本私立学校振興・共済事業団及び東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課より現行の取組・先行的な取組についてのヒアリングを行い、構成員から活発なご意見をいただいた。
- 「医療分野における経営情報のデータベース」に関する報告書の構成を参考にしつつ、これまでに構成員からいただいたご意見を、次ページ以降のとおり整理した。
- 第3回会議においては、これまでのご意見の整理を確認しつつ、追加のご意見をいただくこととしたい。事項によっては、検討の前提として資料やヒアリングが必要となるものもあると考えられることから、今後の進め方等についてのご意見もいただきたい。
- 次ページ以降の資料に、第3回会議におけるご意見を追加したものを「検討を深めるべき論点」として取りまとめた上で、引き続き、こども家庭庁において検討を進める。

0. はじめに

(子ども・子育て支援制度の概要、公的価格評価検討委員会での議論の経緯等を記載予定)

1. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の目的等について

【継続的な見える化の目的】

- 公的支援をどのように使ったのかを明確化することによって、次の処遇改善が見込まれるという期待も込めて、見える化は必要。
- 更なる処遇改善を行うための前提として、費用の見える化を行っているという目的を改めて明確にすべき。
- 歳出の見える化と同様に、歳入の見える化も必要。
- 見える化の2つのポイントとしては、何に見える化するかという中身の問題と、誰に何をどう伝えるかという公表の問題がある。

【子ども・子育て分野における特性】

- 保育の質や経営努力などについて、良い面を積極的に見てもらうという発想も必要。
- 見える化が負担感だけではなく、納得感のあるものになっていくよう、幼児教育・保育の質の向上につながっているという深い議論が必要。

2. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について

【継続的な見える化の対象となる施設・事業者】

(医療・介護分野では、原則全ての医療法人、介護サービス事業者を想定)

- この有識者会議の検討対象は、新制度の給付を受ける施設であるとしても、私学助成の対象となる幼稚園の処遇改善についても、見える化の動きと連動して対応を検討すべきではないか。

【継続的な見える化の対象とする情報】

- どのような内容を重点的に見える化していくのかの精選が重要。
- 社会福祉法人の財務状況は法人全体で評価するという方向から会計監査が導入されてきており、社会福祉法人全体の決算書については、会計監査において意見を出すことにはなっているが、個々の拠点の決算書については意見の対象外となっている。
- 個々の拠点の決算書は、法人の内部管理のレベルの話であり、記載内容の信頼性についての裏付けがない状態である。
- 見える化の議論においては、法人全体ではなく拠点ごとの財務状況を透明化するというような方向で動いているが、仮に、拠点ごとに財務諸表を公表させる場合には、内容の精査に多大な負担を強いることになるし、信頼性にも不安がある。数字や情報の独り歩きも懸念される。
- 個々の拠点の財務諸表についてはデータベースでの元データとしての利用にとどめ、各施設において公開すべき情報と明確に区分すべきである。また、データベースでの元データとしての利用に当たっても、科目の組み替えに際して、各園の恣意性が入らないよう、また、事務負担の軽減のためにも一定のガイドライン等が必要ではないか。

2. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について（つづき）

【データベースの元データとして収集する情報】

（医療・介護分野では、収益及び費用並びに、任意事項として職種別の給与及びその人数を想定）

- 情報を集める際に、本当に使うか分からない項目・データまで網羅的に記入させるのは、過剰な負担である。
- 職員の労働時間、在職年数等の定量的データ、経験・スキル等の定性的データ等をどこまで見える化するかについても、今後検討すべき。
- 自己評価・関係者評価・第三者評価等の施設評価の実施状況や改善に向けた工夫等についても見える化すべきではないか。

【収取する経営情報の具体的な項目】

（医療・介護分野では、施設類型に応じた項目を設定するとともに、対象とする職種を列挙）

【データベースにおける集計・分析】

- データベースを用いてグルーピングした分析を行う際には、経営主体別・施設類型別・地域区分別など様々な切り口が考えられるが、どれが説得力のあるデータになるかについての議論は、いくつか代表的なものについてのシミュレートしてみて相関関係を確認するなどすることで具体的になるのではないか。
- 施設ごとにIDを付与して継続的に調査する等により、パネルデータで分析できるようにすることで、同施設における処遇改善の推移が把握できるのではないか。

2. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について（つづき）

【データベースで収集した情報の公表方法】

（医療・介護分野では、国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした結果分析を公表する想定）

【データベースの構築方法】

（医療分野では福祉医療機構のG-MISを活用し、介護分野ではシステムを新規構築することを想定）

- ここdeサーチと財務諸表等電子開示システムを関連付けるなど、既存のシステムを利用して公表することはできないか。

【各施設・事業者に公表を求める事項】

- 東京都が実施しているモデル賃金の公表は、シンプルで事業者等への負担が少ない方法である。
- 公表する側と閲覧者の双方の負担を軽減するために、シンプルな公表事項にするべきである。

【制度開始時期・経過措置】

2. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について（つづき）

【集計・分析・公表に当たっての留意事項】

- 自治体により単独補助措置に大きな差があり、人件費比率の算出等に大きく影響する。母数を国の公定価格に置くというような、大きな割り切りが必要ではないか。
- 正規・非正規、常勤・非常勤など、施設により様々な働き方がある中で、人件費として一括りに比較することには課題がある。
- 職員配置の手厚さ等を踏まえた、人件費や処遇改善の分析が必要。
- 人材派遣や給食調理業務の委託費用が人件費には含まれなくなるについて、人件費としている施設と、どのように比較していくべきか。
- 人件費の比較にあたり、施設長の給与、法人本部での事務費、新設園の取り扱い、公定価格上の地域区分等の違いにより、数値への影響が大きいいため、グルーピングの仕方や注記の仕方に考慮が必要。

2. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について（つづき）

【異なる経営主体間での経営情報の調整】

- 施設型給付・地域型保育給付の対象施設の運営主体は多種多様であり、比較可能性を維持するための工夫の検討が必要になる。
- 施設間・法人間で公平に数値を比較できるよう、会計基準上の項目の読み替え、注記すべき事項、数字の読み方の留意事項等について、細かく洗い出しが必要ではないか。
- 経営主体により退職金の取り扱いが違うことを踏まえ、人件費の範囲について何を含めるかの検討が必要ではないか。
- 異なる会計間での組み換え作業の負担を軽減するため、私学事業団の作成しているExcelフォームのようなものを活用すべき。
- 社会福祉法人会計基準では、他の会計基準と比べて、人件費等についてかなり詳細な勘定科目の設定がなされている。社会福祉法人会計基準に合わせて科目を振り分ける作業は、企業会計では想定されておらず、大変な負担になる。
- 決算期が3月末ではない法人のデータの取り扱いは要検討。
- 再集計の手間を生じさせないために、会計基準上の決算期について考慮する必要がある。

3. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に係る事務負担への配慮について

【施設・事業者の事務負担の現状】

- 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについても計画や実績の確認を受けており、現状でも大きな事務負担を負っている。
- 保育所運営においては、企業会計基準でも良いと解釈されているが、現実には、社会福祉法人会計基準での再集計を行わないと提出できない資料を求められることが多い。
- 国の示す様式に基づき確認する場合、自治体独自の様式・資料の提出を求める場合など、自治体により対応が分かれており、資料作成が重複しないように一本化できないか。

【事務負担への配慮の必要性】

- 正規の事務職員の配置もない中、保育士が補助金の受給事務を担っている状況で、さらに負担が増えることに対する懸念は大きい。
- 公表の仕方、数字の集め方が施設負担にならないよう、既存のものをうまく使ってできるようなことを考えることが必要。
- 指導監査で作成を求められる資料と見える化で作成する資料とが一体となることによる業務省力化に期待。
- 見える化の検討にあたり、処遇改善等加算の帳票の統合も併せて検討いただきたい。また、見える化が実現した場合には、委託費の弾力的運用に係る事務負担の軽減を検討できないか。
- 自治体職員も社会福祉法人以外の会計基準についての読み解きに苦勞しており、データベース化により、共通フォームで数字が取れるようになると、自治体職員にとっても指導監査の負担感が軽減される。

4. その他の事項について

【既存の情報公開制度等との連携】

（社会福祉法人については、財務諸表を福祉医療機構のシステムにおいて登録・公表する仕組み）

【研究者へのデータ提供のための制度】

（医療・介護分野では、第三者提供制度（仮称）を設ける方向で検討している）

【経営実態調査との関係】

- 経営実態調査について、制度見直しに合わせた本格調査は5年に1回、中間年には職員・処遇のみに着目した調査の実施で良いのではないか。

【その他】

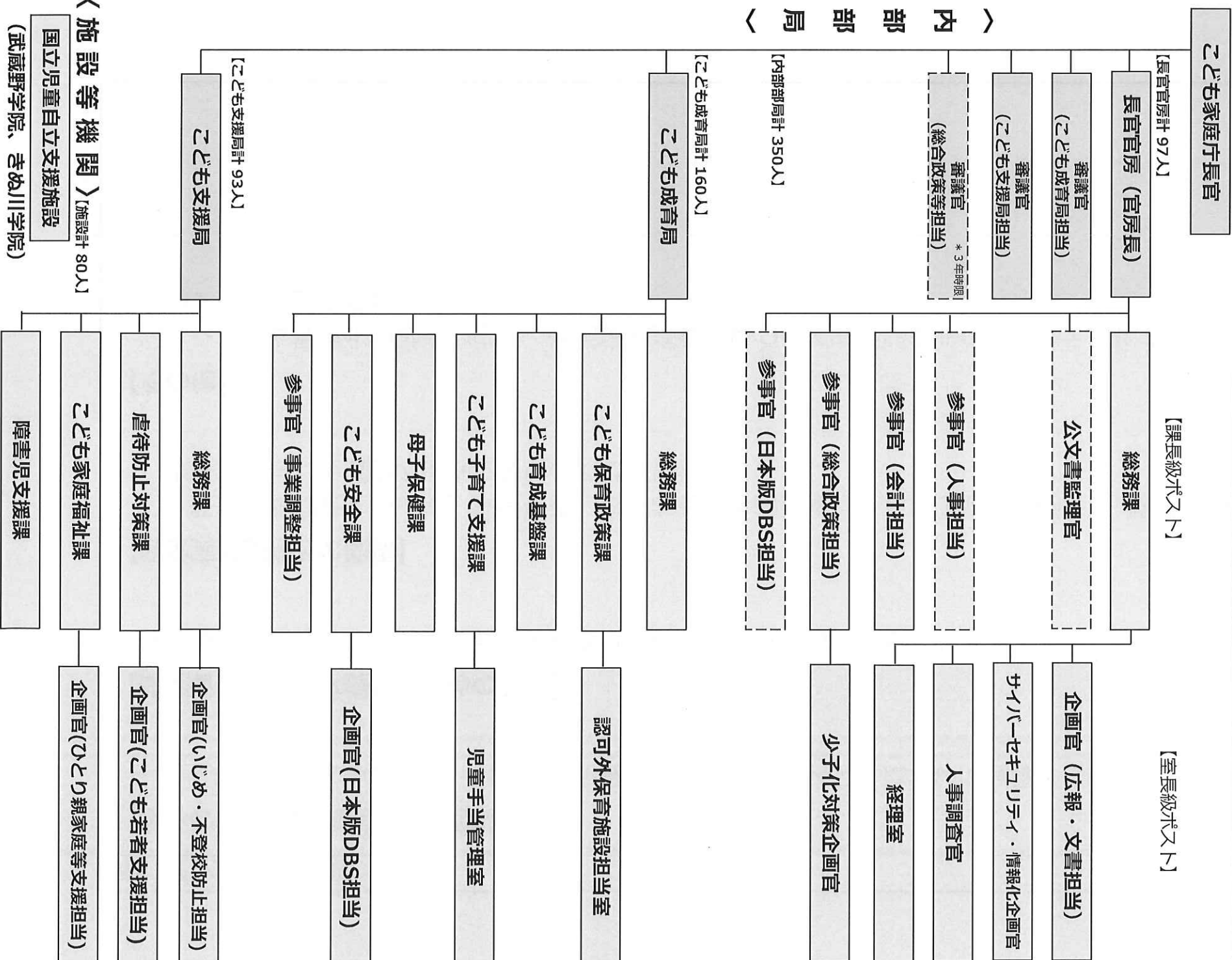
- システム標準化の動きの中で、経営実態調査等についてもデジタル化、システム化することについての議論を期待。

こども家庭庁組織図概要

資料 2

※ 組織の名称は仮称

- 長官をトップに、長官官房、こども成育局、こども支援局の1官房2局体制として、審議官2、課長級ポスト14、室長級ポスト11を設置（併任を除く）。※ [...] は併任ポスト
- 定員については、組織全体で430人（内部部局350人、施設等機関80人）。



各組織の主な所掌事務（①長官官房）

※ は併任ポスト

総務課

○総務、法令審査、防災、国会連絡、秘書、広報、文書、情報システム

公文書監理官

○公文書管理、情報公開、個人情報保護

企画官（広報・文書担当）

○報道・マスコミ対応、公文書管理、情報公開、個人情報保護

サイバーセキュリティ・情報化企画官

○サイバーセキュリティ対策、自己点検・内部監査、情報化戦略、情報システムの管理、人材の育成

参事官（人事担当）

○職員の人事（任免、服務、給与、人事評価等）、機構・定員、福利厚生、民間人材登用

人事調査官

○職員の人事（特に一般職）、人事交流を中心とした地方自治体との連携強化

参事官（会計担当）

○予算編成（こども政策予算の取りまとめ）、予算執行

経理室

○契約、経理、物品・庁舎管理、支出負担行為、決算、災害関係の連絡調整

参事官（総合政策担当）

○こども政策全般の総括、内閣補助事務（勧告権等）、こども基本法の総括、こども家庭審議会・こども政策推進会議の庶務、こども大綱の策定、こども若者意見の政策への反映、児童の権利条約等の国際対応、政策評価・E B P M（合理的な根拠に基づく政策立案）の取りまとめ、こどもデータ連携

少子化対策企画官

○結婚・妊娠・出産・子育てに係る地方自治体の取組支援（地域少子化対策重点推進交付金）や民間団体等との連携

参事官（日本版DBS担当）

○こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）に係る企画立案、システム構築・運用

各組織の主な所掌事務（②こども成育局）

総務課

○こども成育局の総括、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の総括、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定、こども支援局との調整

こども保育政策課

○保育所、認定こども園、認定こども園法の総括（待機児童対策、保育施設等の人材確保、認定こども園に関すること等）、教育・保育給付に関する企画立案等

認可外保育施設担当室

○企業主導型保育事業（ベビーシッターを含む）、認可外保育施設に関する企画立案等、指導監督

こども育成基盤課

○就学前指針の策定、認定こども園教育保育要領や保育所保育指針の策定、幼稚園の指導監督等に係る文科省との調整、自治体に対する指導・助言、保育士の養成、就学前教育保育内容等に関する企画立案

こども子育て支援課

○子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点等相談支援機関の有機連携、地域子育て支援拠点の充実、放課後児童クラブ、居場所づくり支援に係る企画立案・指針の策定、児童委員

児童手当管理室

○児童手当制度の総括、企画立案

母子保健課

○妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療、生殖補助医療等、子育て世代包括支援センター、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）調査研究、科学技術研究及びAMED研究、旧優生保護法一時金支給

こども安全課

○インターネット環境整備、有害環境対策、登下校の安全、こどもの事故防止・事故対策、教育・保育事故、災害共済給付、CDR制度、こどもの性被害防止

企画官（日本版DBS担当）

○（長官官房参事官（日本版DBS担当）の下で）日本版DBSに係る企画立案、システム構築・運用

参事官（事業調整担当）

○年金特別会計子ども・子育て支援勘定に係る企画立案・経理、事業主拠出金制度に係る経済団体との連絡調整、地域子ども・子育て支援事業に係る交付金、児童福祉施設等の施設整備、施設等の災害時の状況把握・復旧事業

各組織の主な所掌事務（③こども支援局）

総務課

○こども支援局の総括、いじめ・不登校対策、こどもの自殺対策、こども成育局との調整

企画官（いじめ・不登校防止担当）

○いじめ・不登校の指針等の協議受け、いじめに係る地域の体制整備、重大ないじめ事案への対応

虐待防止対策課

○児童相談所、子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会、こどもの支援に携わる人材の確保・養成（相談業務研修、アウトリーチ研修等）、一時保護所、保護者への指導・支援

企画官（こども若者支援担当）

○年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的なアウトリーチ型・伴走型支援、子ども・若者支援地域協議会、子ども・若者総合相談センター、ヤングケアラー支援

こども家庭福祉課

○里親支援、児童養護、社会的養育（国立児童自立支援施設に係る事務を含む）

企画官（ひとり親家庭等支援担当）

○ひとり親、低所得の子育て家庭へ支援、こどもの貧困対策

障害児支援課

○障害児支援施策に係る企画立案

